

機構による農地の所有権移転の実施に向けて県知事に意見書を提出

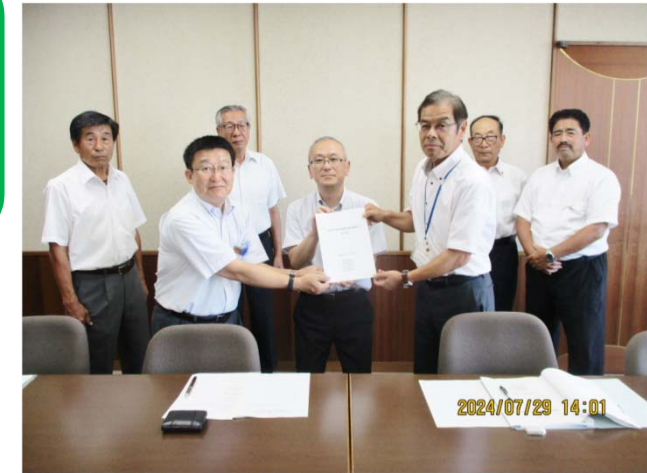
【愛知県豊橋市農業委員会、豊川市農業委員会、蒲郡市農業委員会、新城市農業委員会、田原市農業委員会】

1 地区の特徴・状況、課題

本県では、農地の譲渡所得の特別控除は、施設園芸が盛んな東三河地域を中心に年100件を超える実績があり、市町村の農用地利用集積計画による所有権移転で対応してきた。しかし、法改正により市町村の農用地利用集積計画は、農地中間管理機構の農用地利用集積等促進計画へ一本化されることとなったものの、本県の機構が所有権移転を扱わない方針であるため、現場から解決を求める声が農業委員会関係者等に多く寄せられていた。

2 課題解決に向けた活動（取組と工夫）

令和5年より農地の譲渡所得の特別控除の活用に向けて、県・市・農業委員会・農業会議・中間管理機構等の関係者で調整を進めてきたが、具体的な対応を迅速に進めていただくため、豊橋市、田原市など5市農業委員会が連名で農業委員会法第38条による意見書を令和6年7月に愛知県知事あてに提出し、機構による農地売買等事業の実施について要望した。



東三河総合庁舎にて
愛知県知事への意見書を提出

3 活動の成果

県知事への意見書により、機構での農地の所有権移転について知事を始め農業水産局関係者の理解が得られ、予算確保や要件等の整理がなされ、機構による農地売買等事業が令和7年4月から実施される運びとなった。機構を経由する農地売買においては、認定農業者等の担い手であることや一定規模の経営農地があることなどの売渡先の要件や登記などに要する経費として手数料の負担や一連の事務手続きに時間がかかるなどこれまでと枠組みが変わるが、譲渡所得の特別控除への対応が可能となった。